

# 會 員 の 頁

第 23 卷 第 2 號 昭和 12 年 2 月

## 隨 想 片 々

會 員 山 本 英 俊\*

(1) 政黨政治華なりし頃某縣技術官は、某小築港堤工事の防波工事を 3 箇年も続いて殆ど同様の設計及工法により根氣よく破壊せられても破壊せられても築造せりとか云ふ。其の意氣感すべきも其處に何等の創意なく只地方選出議員の操縦上知事の高等政策? の御道具に遣はれたりと氣がつけば技術者たる氣の毒にあらずや。縣會議場其の責任を追及せられて豫算のくれぬのを如何せんとも謂ひやうで淋しく敗退する姿の哀れさよ。強くなれ技術者!

(2) 老練なる農工各種の技術者も官界に於ては若き子供の様な法学系の驅使に甘じ民間に於ては資本家の酷使する所となる。行政機構の罪か將た制度の罪か而も技術者には政務及事務の處理に當りても充分事務系者を凌ぐ良材多きに! 行政機構の改革結構なれども先良材を 運用し得る様任用令の大改正を要せずや。諸政一新は先づ任用令の一新から……………。

(3) 一般に土木工事の請負契約書の内容を研討するとき何んと其の偏務契約事項の多き事よ。請負者に課するに義務の多きに反し権利の過少なる。余輩十有餘年の体験は土木工事の健全なる進歩發達は請負者の品位向上を第一とし反面依頼主側に於ては請負者の聲を聴き其の権利を尊重し形式的には之等の精神を契約書等に明にし逐次請負者の資質向上を期するにあり。興へられたる権利に對しては一層大なる義務を感じるは人情にして斯くてこそ請負者側にも今日の官界同様人材集り土木技術界は明朗なる發達を遂げん。

\* 長野電燈株式會社員